

# China Management News

## (KPMG 中国マネジメントニュース)

2020年12月

## ワンヘルス産業を長寿時代の主力産業に据える (2)

### 2020年中国医療・ヘルスケア産業に対する財政・税務面の支援に関する報告書のエグゼクティブサマリー

ワンヘルス産業クロズド・ループにおいて、医療はワンヘルス産業エコシステム上の重要な一部を担っています。中国の医療資源への投資は年々増加しています。「全国医療・衛生サービスシステム計画綱要(2015-2020年)」(以下「計画綱要」)によると、2020年までに中国は人口1千人あたりの病床数を6床とする目標を掲げています。2018年現在、中国の医療機関は病床840万4,100床を有し<sup>1</sup>、2018年の人口13億9,500万人をベースに計算すると、人口1千人あたりの病床数は6.02床となり、2年前倒して目標を達成しました。また、「計画綱要」では、人口1万人あたりの総合診療医の数を2020年までに2人とする目標が盛り込まれています。2018年現在、中国の総合診療医の数は<sup>2</sup>30万8,700人をベースに計算すると、人口1万人あたりの総合診療医の数は2.21人に達し、これも目標を前倒して達成しました。これらの内容から、社会の医療ニーズと医療の進歩は予定よりも速いスピードで進んでいることがわかります。しかし、全体的な医療衛生資源の不足、品質の低さ、不合理な構造と配置、サービスシステムの断片化、一部の公立病院単体の不合理な規模拡張などの問題は深刻で未解決のままとなっています。

2020年年初以来、新型コロナウイルス感染症が猛威を振っており、国民が一丸となって新型コロナウイルス感染症と闘い、感染の拡大を迅速にコントロールできました。他方では、このパンデミックの発生によって、中国公衆衛生システムに潜む弱点が露呈しました。特に、重大な疫病への対応に係る医療防衛システムや制度を早急に改善する必要があります。また、今回の感染症対策では、私立病院も重要な役割を果たしました。例えば、泰康同済(武漢)医院は、新型コロナウイルス感染症を防止するために1,060床を提供し、合計2,060人の患者が入院・治療して、入院患者数が火神山病院と金銀潭病院に次ぐ病院となり、武漢市の新型コロナウイルス肺炎患者治療指定病院の中で上位3位にランクインし、新型コロナウイルス感染症と闘う主戦場となりました。

上述より、ワンヘルス産業エコシステムの構築では、医療問題への対応が重要な取組みとなります。そして、いかに財政・租税政策の面から医療業界の発展を促進し支援できるかが本報告書の重要なテーマになります。近年、私立病院は規模を拡大し、インターネット医療は急速に進化し、新業態と新シナリオが次々に現れているものの、財政・租税政策の制定、改正が追い付かず、これらの新業態と新シナリオの発展の妨げやボトルネックとなっています。

本報告書では、医療・介護業界のさらなる発展の推進役となる4項目、すなわち「基盤強化」、「新業態と新シナリオの模索促進」、「資本誘致の奨励」、「産業間連携の強化」に関する内容をまとめました。この4項目から分析し、財政・租税政策面に関する要望事項を提出して、医

<sup>1</sup> データソース：国家統計局

<sup>2</sup> データソース：「中国衛生健康統計年鑑」(2019)

© 2020 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in China.

療・介護の進歩を促し、「看病難、看病貴（診療を受けるのが難しく、医療費が高い）」という問題の解決を支援し、明るい長寿社会づくりの推進に貢献したいと考えています。具体的な内容は以下のとおりです。

「基盤整備編」は、医療エコシステムを事前予防と事後治療の2つに分けて、「事後治療の重視、事前予防の軽視」という医療基盤の現状や、交換が必要な医療用機器などのハードウェアに対して、医療機関が潤沢な資金を有していないことについて解説しています。このセクションでは、健康管理や医療機器ファイナンスなどの領域が現在抱えている税務上の課題を中心に分析した上で、財政・租税面に関する要望事項を提出し、医療業界の基盤強化を目的としています。

「新業態、新シナリオ編」は、医療業界における新興のインターネット病院、医師グループ、医療分野の国際的な連携と交流に焦点を当てて、医療エコシステムの整備では新業態、新シナリオが果たす重要な役割について議論し、現行の税務行政の下での問題点を財政・租税面から分析します。本セクションでは、インターネット病院、医師グループなどを中心に分析し政策に関する提案を提出して、新業態、新シナリオの模索を促進することを目的としています。

「社会資本投資編」は、医療エコシステムの健全かつ持続可能な発展のための資本の重要性に着目して議論しながら、中国マクロ経済戦略の下で、現行の財政政策と租税政策が国内外の資本誘致に与える影響を分析します。このセクションでは、ファンドの種類、外国投資家などの視点から財政・租税に関して分析し、資本誘致、投資市場の活性化・持続的な成長に資する政策を提案します。

「産業間連携編」は、高齢者介護コミュニティに焦点を当て、如何に財政・租税面から高齢者介護コミュニティの発展を支えるかが主たる論点となっています。「泰康ホーム」をはじめとする高齢者介護コミュニティを例にして、介護施設による「76号公告」の優遇政策の適用申請および実施に際して遭遇する問題点を整理し、これらを政府に提示することで、高齢者介護産業の発展を促進することを目的としています。

## 事前予防――

### 社会の事前予防意識の向上促進

2020年年初より、新型コロナウイルス感染症は世界中で急速に感染拡大しています。人々は新型コロナウイルス感染症との戦いにおいて、「医療とは既存疾患への対応、病気予防管理とは新規疾患の抑制」であり、両方とも欠かせないことを実感しています。国務院は「人民の健康は民族の興隆と国家富強の重要なバロメーターであり、予防は最も経済的かつ効率的な健康対策である」ことを掲げています<sup>3</sup>。世界保健機関（WHO）の調査によると、同じ健康基準を達成するために、必要な保健費用と治療費、救急費用との比率は1:8.5:100<sup>4</sup>となっています。すなわち、病気の予防に1元を投入するごとに、8.5元の治療費と100元の救急費用を節約できることになります。このため、病気の予防は国民の健康を増進するために極めて重要であることがわかります。

中国の医療衛生保障システムは、医療システムと公衆衛生システムに分かれています。医療システムは、医療保健を含む医療保障システム、病院などの医療サービスシステムおよび医薬品保障システムから構成されます。公衆衛生システムは、主に専門予防組織、末端予防組織などの公衆衛生組織により病気の予防活動を行っています。全国人民代表大会常務委員会の委員である杜玉波は、国務院が2018年12月27日に開催した「財政医療衛生資金の配賦および利用状況に関する報告」の分科会において、中国の「現在の経常衛生費用総額の80%以上は、治療サービスおよび医療用品に投入され、予防サービスへの割り当て分は7%にも達していない」<sup>5</sup>と述べました。すなわち、中国の病気関連支出のほとんどは、病気発生後の医療サービスに使用され、病気予防への投入は比較的少ない状況にあります。

<sup>3</sup>「健康中国行動の実施に関する国務院の意見」（国発[2019]13号）

<sup>4</sup> データソース：<http://www.rmzxb.com.cn/c/2017-12-04/1888157.shtml> 中国人民政治協商会議 HP

<sup>5</sup> データソース：[http://www.gov.cn/xinwen/2018-12/27/content\\_5352845.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2018-12/27/content_5352845.htm)

© 2020 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in China.

健康中国戦略の実施においては、「予防を主とすることを堅持し、健康的かつ文明的なライフスタイルを呼びかけ、重大疾病の予防・抑制に取り組む」ことを強調しています<sup>6</sup>。本章では、社会、企業、個人の3つの観点から、中国の病気予防類製品とサービスに対する財政・租税政策の支援不足の現状について分析し、「医療保険個人口座の支払範囲が予防類支出をカバーし、予防類支出に対する個人所得税の特別控除を可能にする」という的を絞った政策に関する提案を行います。そして、財政・租税政策を通じて国民が病気予防への支出を増やすことを推奨し、国民の病気予防への参加意欲および積極性を向上させることを目的としています。

## 1. 事前予防サービスの購入に対する財政・租税優遇措置の不足

### 社会：医療保険および公衆衛生支出は予防支出をカバーするには不十分

中国の居住者は医療保険と基本公衆衛生サービスから医療と予防に係る国の保障を受けることができます。

従業員または個人は、従業員基本医療保険に加入することができます。これは、国の関連規定に従って雇用者と従業員が共同で基本医療保険料を支払います<sup>7</sup>。基本医療保険医薬品カタログ、診療項目、医療サービス施設基準を満たす医療費用および救急外来、救急措置の治療費用は、国の関連規定に従って基本医療保険基金より給付されます<sup>8</sup>。ただし、病気予防、保健類診療項目の費用は対象外です。

国家基本公衆衛生サービスは、合計14項目あります。子供、妊婦・産婦、高齢者、特殊疾病患者に焦点を当て、すべての都市・農村居住者に病気予防保障を提供し、サービス項目に必要な資金はすべて政府が負担します。

医療衛生事業への費用投入は、政府衛生支出に直接反映されています<sup>9</sup>。ここでは、日本（2012年の1人あたりの政府衛生支出は3,932米ドル）、フィンランド（2012年の1人あたりの政府衛生支出は3,119米ドル）、中国（2012年の1人あたり政府衛生支出は180米ドル）を取り上げ、3カ国の医療保障システムにおける予防関連政策の一部を横並びで比較します。総じて言えば、高度な医療衛生保障システムを備えている日本およびフィンランドをはじめとする北欧先進国と比較すると、中国の現在の医療保険および公衆衛生支出は、ワクチン、身体検査、健康診断などの病気予防関連サービスをカバーしていますが、資金の制約により、公衆衛生サービスの活用が制限される場合があります。具体的な比較は下表のとおりです。

	中国	日本	フィンランド
病気予防 - 全般	医療保険：基本的な病気発症後の治療保障に焦点を当て、病気予防、保健性診療項目費用は対象外です。 公衆衛生支出：都市・農村居住者に14項目の基本公衆衛生サービスを無料で提供します。2019年の1人あたりの基本公衆衛生費用への財政補助金は69元です。	2006年、生活習慣病の予防を目的として、特定健診・特定保健指導プログラムを公表し、2008年4月より全国で実施します。	フィンランドの「憲法」および「衛生保健法」の規定によると、政府には所轄の居住者の基本的な医療、公衆衛生および専門的医療サービスを手配し、国民の健康を増進させる責任があります。
病気予防 - ワクチン接種	第一類ワクチン：予防接種などであり、政府より国民に無料で提供し、費用は公衆衛生支出によって負担されます。 第二類ワクチン：国民が自費かつ自主的に接種するその他のワクチンであり、医療保険および公衆衛生支出はカバーしません。	日本の乳幼児および児童は15歳までにワクチン接種を含む無料診療を受けることができます。	フィンランド政府は予防接種計画に従って予防接種の実施を調整します。フィンランドの国家予防接種計画によると、95%の子供はネウボラおよび学校で予防接種を受けます。65歳以上の高齢者を含む高リスク群を対象に肝炎ワクチンおよびインフルエンザワクチンの接種を行います。

<sup>6</sup>「健康中国行動の実施に関する国务院の意見」（国発[2019]13号）

<sup>7</sup>「中華人民共和国社会保険法」第23条

<sup>8</sup>「中華人民共和国社会保険法」第28条

<sup>9</sup> 政府衛生支出とは、医療衛生サービス、医療保障補助金、衛生と医療保障の行政管理、人口と一人っ子政策の事務的支出などの各級政府による支出です。本段落データソース：「中国衛生健康統計年鑑」（2019）

© 2020 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in China.

<p>病気予防 - 健康診断</p>	<p>医療保険：対象外 公衆衛生支出：0-6歳の子供および65歳以上の高齢者の年一回の身体検査および補助検査、35歳以上の居住者の年一回の血圧測定、診断された2型糖尿病患者の年4回の空腹時血糖検査などの費用を負担します。当該費用は1人あたり69元の財政補助金に含まれています。</p>	<p>特定健診：2008年4月より、医療保険機関は40～74歳の国民健康保険加入者を対象に特定健診計画に含まれている健診を実施します。 特定健診の予算は合計7,000円/人程度であり、一部地域では政府負担、一部地域では個人が象徴的に500円（30元相当）を負担します。</p>	<p>居住者はほとんど無料で予防的衛生保健サービス（乳がん、子宮頸がん、妊娠初期の超音波検査および胎児の染色体構造異常などの重大疾病スクリーニング、子供の健康管理、学校と学生の健康管理、高齢者の健康相談、医療リハビリテーション、メンタルヘルスサービスおよびアルコールや薬物乱用の防止など）を受けることができます。これには健康アドバイスおよび健康診断も含まれます。</p>
<p>病気予防 - 健康管理</p>	<p>医療保険：対象外 公衆衛生支出：4-6歳の子供および65歳以上の高齢者に年一回の健康管理サービス、妊婦・産婦、高血圧患者、2型糖尿病患者、結核患者、重度の精神障害者に健康指導サービスを提供します。当該費用は1人あたり69元の財政補助金に含まれています。</p>	<p>特定保健指導：医療保険機関（国民健康保険、社会保険）は、特定検診の結果によりスクリーニングされた高リスク・低リスク群に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が異なる対象者に適合する保健指導を行い、国民の健康レベルを向上させます。指導は無料となります。</p>	<p>フィンランドのノースカレリアプロジェクト：政府はコミュニティとメディアの力を利用して、すべての住民に健康キャンペーンを展開し、医師と連携し、悪習慣を持つ高リスク群を対象に指導を実施し、住民の飲食と生活習慣に影響を与え、住民の健康を改善します。</p>

### 企業：補充医療保険は予防より治療重視

補充医療保険は、中国の多層的な医療保障システムを構築する重要な構成部分であり、基本社会保険への補足的保障機能を十分に果たし、政府の財政圧力を緩和する効果があります。

企業は、補充医療保険の設立を自主的に決定できます。資金は、企業または業界によって集中的に使用および管理されます。また、保険会社より販売されている補充医療保険商品の購入もできます。

企業によって使用および管理される補充医療保険の資金について、単独で勘定科目を設定します。主に自己負担の重い従業員および定年退職者の医療費用給付に使用され、従業員が病気にかかった後の医療費の負担の軽減を目的とし<sup>10</sup>、病気予防関連支出への補助は含まれていません。

企業は従業員のために保険会社が販売する補充医療保険商品を購入する場合、従業員に対して主に以下の保障を提供できます。

- 入院治療費用
- 特殊外来治療費用
- 外来手術費用
- 一般外来・救急外来治療費用
- 悪性腫瘍などの重大疾病の治療費用

保障の範囲内で、給付対象の治療費用には通常、ベッド代、診察料、薬代などが含まれますが、予防接種、全面的な健康診断などの病気予防類支出は含まれていません。

<sup>10</sup> 「企業補充医療保険関連問題に関する財政部と労働保障部の通達」（財社〔2002〕18号）第1条によると、企業は規定通りに現地の基本医療保険に加入した上で、補充医療保険を設立することができます。これにより都市従業員基本医療保険制度の給付対象外の従業員自己負担分の医療費用に対して一定の補助を実施し、保険加入従業員の治療費用負担を軽減します。

© 2020 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in China.

総じて言えば、企業が自主的に資金を管理するか、または保険商品を購入するかにかかわらず、補充医療保険は病気にかかった従業員の負担する医療費用に対する補助であり、病気予防支出をカバーしていません。すなわち、補充医療保険は予防より治療を重視する現状を反映しています。

### 個人：個人の病気予防類支出に対する財政・租税優遇措置の不足

中国が2019年から施行している「新個人所得税法」により、固定控除は国際的慣行である総合的控除に変更されました。総合的控除制度において、明確に規定された項目は6項目あり<sup>11</sup>、その他の個別に規定された項目に対して関連比率に応じて控除することができます。個人所得税の税前控除を可能にすることは、当該支出が非課税になることを意味し、これにより関連分野における個人の可処分所得が増加し、当該項目の消費を促進します。ただし、控除対象の医療健康関連控除項目は、病気発生後の治療支出に焦点を当てており、具体的には次のように反映されます。

重病治療控除：納税年度において、納税者に発生した基本医療保険に関する医療薬品費用支出から医療保険給付分を控除した後の個人負担分（医療保険目録範囲内の自費分）が累計15,000元を超えた部分に対して、納税者は年度確定申告を行う際、80,000元以内で実費で控除します。

商業保険控除：納税者は、規定に適合した商業健康保険を購入した後、当年度または当月に個人所得税を納付する際、2,400元/年または200元/月の限度額に応じて税引前控除を行うことができます<sup>12</sup>。

個人所得税改革は、重病治療を特別控除対象に加えました。ただし、控除対象費用は社会保険給付分を超えた病気発生後の治療費用に限定されており、病気予防費用は対象外となります。また、既存の税制優遇型健康保険は主に、人保健康税制優遇型健康保険Aタイプ、泰康康樂税制優遇型健康保険AタイプとBタイプ、陽光人壽歳康保税制優遇型健康保険AタイプとDタイプ、中意歳歳無憂個人税制優遇型健康保険Aタイプ（ユニバーサル保険）などがありますが、病気治療過程における費用に焦点を当てて補償するものです。個人の健康管理サービスの購入、健康診断サービスの購入、第二类ワクチンの接種、健康器具の購入などの病気予防類支出に対して、現行の財政・租税政策は、的を絞った優遇措置に欠けているといえます。

## 2. 病気予防対策推進の財政・租税政策提案

2019年10月31日、中国銀行保険監督管理委員会は「健康保険管理弁法」を公布し、健康管理サービス費用が純保険料に占める比率の上限を現行の12%から20%に引き上げました<sup>13</sup>。これにより、保険会社の健康管理サービスに発展の余地を与えるのみならず、中国が病気予防をますます重要視することも反映しています。したがって、本報告書では、社会および個人による病気予防類支出の増加を推奨するため、以下の財政・租税政策を提案します。

### 医療保険個人口座の支払範囲が予防類支出をカバーすること

一般的な病気予防類支出には、ワクチン接種、健康診断、健康管理サービスなどが含まれます。

第二类ワクチン接種の影響因子に関する研究によると、ワクチンの価格および世帯収入などの経済的要因は、第二类ワクチンの接種に著しく影響しています。現在、中国で販売されている一部の第二类ワクチンの価格が一般家庭の負担できる金額を上回っていることは、中国の第二类ワクチン接種の実施率を低下させる重要な原因となっています<sup>27</sup>。肺炎ワクチン、インフルエンザワクチンなどの第二类ワクチンは、罹患率を軽減させる優れた効果があることが証明されましたが、国民全体の無料予防接種計画に組み込まれていないため、全体的な接種率は低くなっています。

<sup>11</sup> 個人所得税控除範囲に明確に規定された6項目は、子女教育、継続教育、重病治療、住宅ローン金利、住宅家賃、高齢者扶養費です。

<sup>12</sup> 「商業健康保険に係る個人所得税試行政策の全国展開の実施に関する通達」（財税〔2017〕39号）第1条

<sup>13</sup> 「健康保険管理弁法」（中国銀行保険監督管理委員会令2019年第3号）第57条によると、健康保険商品より健康管理サービスを提供する場合、配賦する原価は純保険料の20%を超えてはなりません。

© 2020 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in China.

研究によると、医療保険に加入している人はワクチン接種を受ける傾向が強く、病気予防への投資は機先を制することにつながり、治療 支出を軽減し、医療保険資金を節約できます<sup>14</sup>。

健康診断についても同様です。総合的健康診断により早期発見・早期治療して、身体健康管理レベルを向上できれば、慢性疾患患者および重病患者の治療効果が高まり、罹患率の軽減を通じて国家医療基金管理の負担および医療保険基金の医療サービス支出を軽減できます。

近年、中国の1人あたりの基本公衆衛生サービス費用に対する財政補助金の増加から見ると、1人あたりの補助金が先進国のレベルに達するまで時間がかかるだけでなく、中国は巨大な人口を抱えているため、1人あたりの補助金の増加は財政的圧力を増大させることにつながります。公衆衛生支出は、政府が負担しているため、病気予防に対してより多くの保障を求める場合、個人でその他の商品またはサービスを別途で購入する必要があります。個人と企業が医療保険費用を分担していることを考慮すると、医療保険口座の残高を個人の予防類商品またはサービスの購入に使用できる場合、個人の経済的負担を軽減し、予防類サービスの消費を促進できます。2018年、中国の医療保険個人口座における累計残高は7,284億元となります。各地で医療保険個人口座の資金管理要件は異なりますが、一部の地域では、条件に適合した医療保険個人口座の残高を予防類サービスまたは商品の購入に使用できるようにする政策を公布しました。関連政策を下記のとおり、まとめました。

省市	商業健康保険	ワクチン接種	健康診断	フィットネス	その他
江蘇省	本人名義購入可 蘇州、揚州は直系親族名義購入可	盐城は予防接種費用の支払を承認	盐城は健康診断費用の支払を承認	南京、淮安、盐城は本人名義のフィットネス費用の支払を承認 蘇州は残高を陽光健身カードへ振り込むことを承認	南京、淮安は指定範囲内の医療器具/消毒剤/保健食品の購入可 盐城は血糖センサーチップなどの家庭用簡易医療器具の購入可
浙江省	本人/親族名義購入可	予防接種計画対象外の予防接種費用の支払を承認	該当なし	該当なし	家庭共済口座を開設
上海市	本人名義購入可	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
福建省	該当なし	59類の予防接種費用の給付を承認	指定された健康診断機構での健康診断費用の支払を承認	該当なし	「家庭共済ネット」を設立 指定範囲内の医療器具/消毒用品の購入可
広東省	本人/親族名義購入可	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
深圳市	本人名義購入可	本人・親族名義で36種類の予防接種費用の支払を承認	本人・親族名義の費用の支払を承認	該当なし	該当なし
雲南省	本人/直系親族名義購入可	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
貴州省	購入可	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
重慶市	購入可	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
四川省	該当なし	定点医療機構における本人・家族名義の予防接種費用の支払を承認	定点医療機構における本人・家族名義の健康診断費用の支払を承認	成都市はフィットネス費用の支払を承認	該当なし

<sup>14</sup> 王力男、「医療保険個人口座による第二类ワクチン接種の支払政策に関する研究」[J]「経済師」2019年第8期：231-232

安徽省	合肥市は本人/ 親族名義購入可	合肥市は本人/直系 親族名義の予防接種 費用の支払を承認	合肥市は本人/直系 親族名義の健康診断 費用の支払を承認	該当なし	合肥市は本人/直系 親族名義の医療器具 /消毒用品購入費用 の支払を承認
湖南省	購入可	該当なし	該当なし	該当なし	家庭口座の開設は可
遼寧省	本人/親族名義購 入可	該当なし	該当なし	該当なし	撫順は指定範囲内の 医療器具/消毒殺菌 用品/保健食品の購 入可
山東省	勝利油田、日照市 は購入可	該当なし	該当なし	該当なし	勝利油田は指定範 囲内の医療器具/医 療材料の購入可能
陝西省	延安市は認定済の商 業健康保険の給付を 承認	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

現在、上記施策は、まだ全国で展開されておらず、一部の地域では、医療保険個人口座から個人の健康診断、ワクチン接種などの病気予防類費用を直接支払うことを明確にしています。病気治療の早期段階で基盤を築き、後期の治療費用を軽減し、個人と家庭における慢性疾患および重病の罹患率を軽減するために、先進パイロット地域の政策を参考にし、全国で医療保険個人口座の支払範囲が予防類支出をカバーすることを明確にするよう推奨します。例えば、

- 保険加入者が医療保険個人口座から第二类ワクチン接種、健康診断、フィットネス、商業健康保険の購入、医療補助器具の購入などの費用を支払うことを許可する
- 医療保険個人口座の資金を家族の病気予防類支出に使用することを許可する

#### 予防類支出に対する個人所得税の特別控除を可能にすること

「個人所得税特別付加控除暫定弁法」によると、教育、医療、住宅、高齢者扶養などの民生支出の変化状況に応じて、特別付加控除の範囲および基準を適時に調整することができます。したがって、国民健康管理において病気予防の重要性が高まっていることを考慮し、重病治療に照らして個人所得税の病気予防特別付加控除項目を設定することを推奨します。すなわち、総合的健康診断、第二类ワクチン接種、健康管理サービスの購入、血圧計・血糖値測定器・体温計などの医療器具の購入、監視機能搭載のウェアラブルデバイスなどの健康管理器具の購入など、納税年度における個人の病気予防関連支出に対して、一定の基準に従って控除します。このように、財政・租税政策を通じて病気予防の個人消費を促進し、国民の事前予防意識を向上させます。

#### 事前予防——

##### 健康管理サービスの向上促進

『黄帝内経』には、「上工は未病を治し、已病を治さず（腕のいい医者は、病気の症状が出る前から見抜いて療治を施すもので、病状が悪化してからあわてて治療したりするようなことはしない）」とあり、病気を未然に防ぐべきだと強調しています。これは現代社会が提唱している「健康管理」につながります。

健康管理は、健康寿命を延ばすことを目的として、個人、群衆と国民の健康に対して全面的にモニタリング・分析・評価を行い、健康を害する危険要因に対して全面的に早期警戒・介入・管理を行う取り組みです<sup>15</sup>。

2000年代以前の中国には、まだ専門的な健康管理機関がありませんでした。

<sup>15</sup> 中国健康管理協会ホームページ <http://www.cha-china.org/association>

© 2020 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in China.

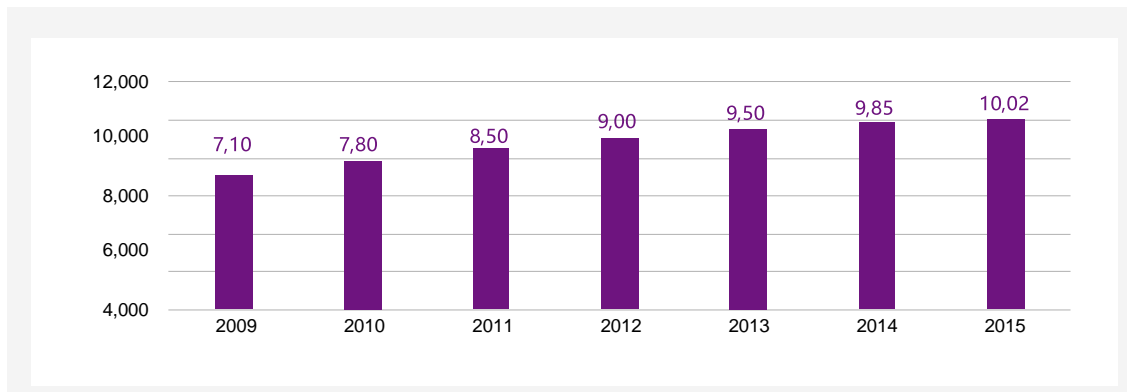
2002-2003年の重症急性呼吸器症候群（SARS）の流行に伴い、社会の健康管理への関心が急速に高まり、光明日報、経済日報などのメディアは、健康管理サービスとその重要性について詳細に報道しました。また、政府は、商業健康保険における健康管理の役割を重視し始めました。2003年12月25日、衛生生部、労働社会保障部、保険監督管理委員会は共同で北京市で「健康管理と健康保険ハイレベルフォーラム」を開催しました。このフォーラムでは、保険会社が商業健康保険における健康管理の運行を重視し、中国の多様化した健康保障システムの構築を推進することを提案しました。

本章では、現在の健康管理サービスモデルの下で、企業の免税医療サービスの購入による増税負担の増加、および健康管理会社が10%の増値税追加控除の優遇政策を適用する現状を分析します。財政・租税政策を通じて健康管理サービスの発展を奨励するため、この現状に対して「健康管理サービスが増値税差額納税政策を適用できるようにして、健康管理会社の増値税追加控除比率を適切に向上させる」という税務提案を打ち出しました。

## 1. 中国健康管理サービスの現行モデル

2000年から、中国の健康管理業界は急速に発展し、健康管理サービス会社数は年々増加する傾向にあります<sup>16</sup>。

図 02 2009年-2015年の中国健康管理サービス会社数



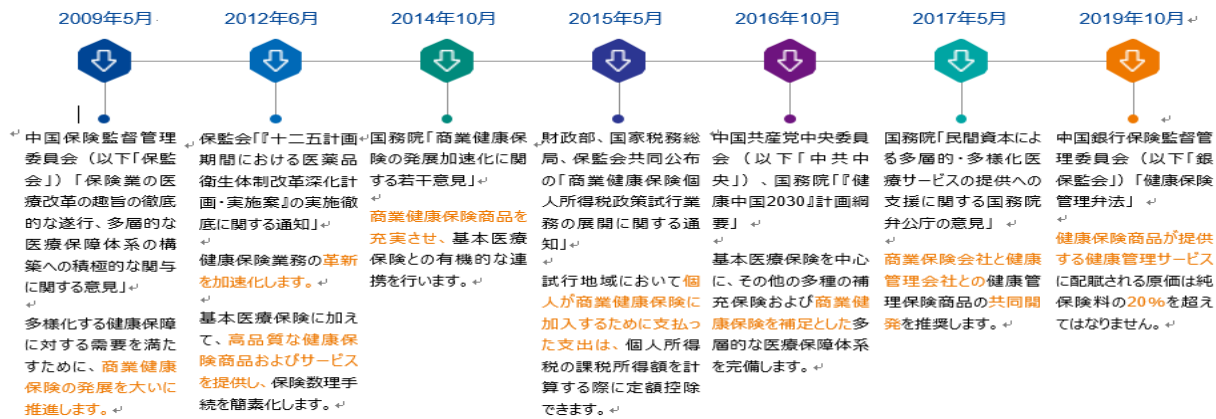
健康管理の重要なポイントは、個人の身体状況に応じて、科学的な方法を通じてオーダーメイドの健康増進案を作成し、健康リスクを適時に提示して罹病率を低下させることです。本章では、健康管理サービスを健康保険を中心としたモデル、健康診断を中心としたモデルおよびその他の3つのモデルに分けて、中国の現行の健康管理サービスモデルを紹介します。

### 健康保険を中心としたサービスモデル

2009年以降、中国の商業健康保険は、過去に例を見ない発展チャンスを迎えました。

<sup>16</sup> データソース：観研天下が公開資料に基づいて整理したもの





一連の政策支援を受け、中国の直近数年間の健康保険の元受保険料収入は年々上昇する傾向にあります<sup>17</sup>。

図 03 2013年-2019年の中国健康保険の元受保険料収入（単位：億元）



健康管理意識の普及に伴い、保険会社は、健康保険商品の設計において、健康リスクの評価および介入、疫病予防、健康診断、健康コンサルティング、健康維持、慢性疾患管理、摂生・保健などを含む健康管理サービスを取り入れました<sup>18</sup>。保険会社は、被保険者の健康データに基づき、顧客のために健康ファイルを作成し、健康管理を通じて顧客の罹病率を低下させます。「健康保険+健康管理」モデルは、顧客の健康水準を向上できる上、顧客の罹病による保険会社の数理支出を低減でき、顧客の健康管理サービスの提供に対する意欲を喚起して、最終的に好循環を生み出し、ウィン・ウィンを実現します。

現在、保険会社は健康保険商品の需要に応じて、サービス提供者から健康診断、慢性疾患検査などの個別サービスを直接購入し、あるいは健康管理会社が販売する健康管理商品を直接購入することができます。健康保険商品と健康管理サービスとの融合を推奨するために、2019年12月に発効した「健康保険管理弁法」では初めて健康管理に係る章節を個別に設けました。「健康保険管理弁法」では、保険会社が医療機関、健康管理会社との提携を強化することを打ち出し、健康管理サービスの主な内容を明確にしたほか、健康保険における健康管理サービスの原価限度額を12%から20%に引き上げることで<sup>19</sup>、保険会社が商品設計する際に健康管理サービスへの投入を重視するようにさらに促しました。

### 健康診断を中心としたサービスモデル

顧客の健康状態は、健康管理活動の重要な基盤です。リアルタイムの健康状態は、顧客本人への常時確認やウェアラブルデバイスから定期的に伝送されるデータを取得することで把握できます。健康診断は健康に関する客観的で正確なデータの主な情報源となっています。健診機関は、幅広い顧客基盤を抱えているため、顧客の健診データを取得した後、サービスをさらに拡充することができます。健康診断結果報告書を提供

<sup>17</sup> データソース：中国保険業協会、中国銀行保険監督管理委員会

<sup>18</sup> 「健康保険管理弁法」(中国銀行保険監督管理委員会令 2019年第3号) 第55条

<sup>19</sup> 「健康保険管理弁法」(中国銀行保険監督管理委員会令 2019年第3号) 第57条、第58条

© 2020 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in China.

するとともに健康相談と健康づくりに関する情報を提供し、ビッグデータ処理などのハイテクノロジーを駆使して健康に影響する潜在的な要因を分析して健康増進計画を策定し、継続的な慢性疾患管理と医療サービスを提供することで顧客をサポートします。こうして、健診から医療、コンサルティングサービスまでを包括的に行う健康管理バリューチェーンを構築していきます。

## その他のサービスモデル

健康診断を中心にするか、保険サービスを中心にするかを問わず、いずれも既存事業を土台にして健康管理サービスを展開します。現在、市場には健康管理サービスを主業とする企業があり、そのサービスモデルは以下の3種類に大別できます。

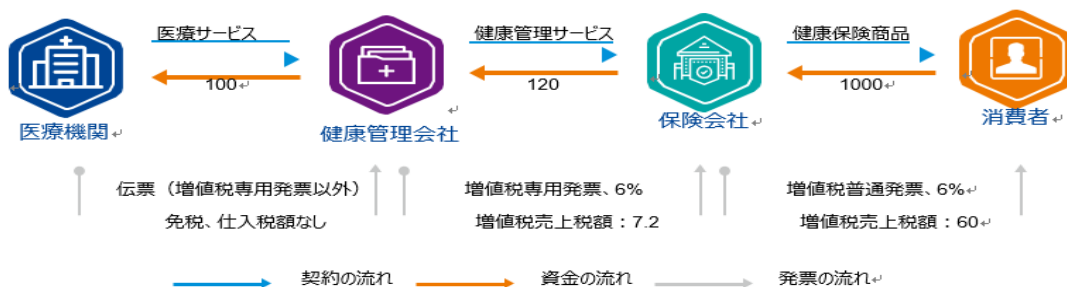
- 資源統合型：このタイプの企業は、健康保険会社などの購入側の資源統合のためのヒト・モノへの投下を効果的に行い、健康管理サービスを効率的に提供します。専門健診機関との連携で顧客の健康に関するデータを取得したり、大手病院や専門家と連携し特別優遇ルートでの医療提供や予約診察および優先手術などのサービスを提供したり、フィットネス施設との提携で日常トレーニングを強化したりします。このような資源統合により、顧客の健康向上実現をサポートします。
- 技術サービス型：このタイプの企業は、技術の研究開発に専念し、健康診断結果報告書の標準化、健康に関するビッグデータの分析、慢性疾患の評価、メンタルヘルスの評価、診療指導・診察券作成などの機能の開発をとおり、健診機関またはその他の健康管理会社にサポートを提供できるほか、オンライン健康管理サービス、アドバイスを提供することもできます。
- かかりつけ医型：このタイプの企業は通常、高所得者層をターゲット顧客として、希少性の高い医師資源の統合を通じて、細部まで行き届いた丁寧な病気予防・治療サービスを提供し、顧客の健康を計画的に向上していきます。

## 2.健康管理会社の税務課題分析

### 健康管理会社が購入する免税医療サービスは増値税仕入税額を控除不可

資源統合型健康管理会社は通常、健康診断、診断、治療などの医療サービスを外部から購入し、自社が提供する健康コンサルティングなどのサービスと組み合わせて健康管理商品として市場に投入します。現在、保険会社と健康管理会社との提携を推奨する背景で、実務においても保険会社が健康管理会社から健康管理商品を購入し、それを健康保険の一部として被保険者に販売することもあります。

現行の税制において、医療機関が提供する医療サービスに対しては増値税が免除されます<sup>20</sup>。このため、上述の健康管理会社が免税となる医療サービスを購入し、それを健康管理商品の一部として保険会社に販売して、保険会社が健康保険商品として開発した後に消費者に販売するモデルの増値税に関する概要分析は、下記のとおりです。



上図のとおり、健康管理会社が保険会社に販売する価格 120 元（税抜価格です。以下同様）の健康管理サービスには、20 元の健康相談サービスおよび医療機関から購入した 100 元の免税医療サービスが含まれます。この場合、健康管理会社はこの 120 元全額に対して 7.2 元

<sup>20</sup> 「増値税改革試行の全面的な推進に関する財政部、国家税務総局の通知」(財税[2016]36号)添付3

の売上増値税を計上・納付する必要があります。また、購入した免税医療サービスには控除可能な仕入税額が含まれないため、実際に納付する増値税は 7.2 元となります。通常の市場競争環境において、売買双方は、購入したサービスが仕入税額を控除できるか否かに応じて見積価格を調整します。このため、医療機関から同様の課税医療サービスを 100 円で購入する場合、106 元かかり、かつ 6 元の仕入増値税額を控除できます。よって、課税医療サービスを購入して付加価値に対して 1.2 元の増値税を納付することに比べて、同様の免税医療サービスを購入することで、健康管理会社は 6 元の増値税を別途負担しなければなりません。

これに対して、保険会社は健康管理会社から仕入税額控除用の増値税専用発票を取得できるため、サービスの付加価値である 880 元に対して 52.8 元の増値税を納付することとなります。

総じて、保険会社と健康管理会社との提携の通常モデルにおいて、購入した免税医療サービスに対して販売時に仕入税額を控除できないため、健康管理会社はサービスの実際の付加価値額に加えて、免税医療サービスにかかる増値税を別途負担することになるため、健康管理会社の税負担増大につながります。

### 健康管理会社の現代サービス業に基づく増値税の 10%追加控除政策の適用

増値税の実質的な減税実施を推進し、企業の税負担を更に軽減するため、2019 年 4 月から生産、生活関連サービス業納税者は、当期の控除可能な仕入税額に対して 10%加算して、増値税の未払税額から控除できます。このうち、生産、生活関連サービス業納税者とは、郵便サービス、電信サービス、現代サービス、生活サービスを提供することで取得した売上高が総売上高に占める割合が 50%を超える納税者をいいます<sup>21</sup>。2019 年 10 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの期間に、生活関連サービス業納税者は当期の控除可能な仕入税額に対して 15%加算して、未払税額から控除できます<sup>22</sup>。

増値税の関連規定に基づき、健康管理会社が提供する健康相談サービスは現代サービスに該当するため、増値税の 10%追加控除政策を適用できます。また、関連条件に該当する健診センターが提供する予防、診断、医学検査、治療などの医療サービスは、生活サービスに該当するため、増値税の 15%追加控除政策を適用できます。現在、中国の政策が徐々に健康管理サービスを重要視している中で、国民の健康・生活に緊密につながっている健康管理会社は増値税の 10%追加控除政策を適用することができたとしても、免税医療サービスの購入に関連する仕入税額を控除できないことによる増値税の負担増を緩和することはできません。

### 3. 健康管理サービスの発展を促進する財政・租税政策提案

健康管理会社および健康保険会社の当面の税務上の課題に対して、企業の増値税負担を合理化し、健康サービスの更なる発展のための資金を拠出するために、下記の財政・租税政策を提案します。

#### 健康管理サービスの増値税差額課税政策の適用容認

現行の増値税規定では、一部の業界に対して増値税の差額課税を認めています。具体的には、増値税納税者は、取得したすべての代金および価格外費用から、規定された範囲内にある納税者に支払った規定項目の価格を控除して、その差額を売上高とします。関連するサービス業および具体的な差額課税方式の概要は、下記のとおりです<sup>23</sup>。

<sup>21</sup> 「増値税改革の深化関連政策に関する公告」（財政部、国家税務総局、税関総署公告 2019 年第 39 号）第 7 条

<sup>22</sup> 「生活サービス業増値税割増控除政策の明確化に関する公告」（財政部、国家税務総局公告 2019 年第 87 号）

<sup>23</sup> 「増値税改革試行の全面推進に関する役務派遣サービス・有料道路通行料に係る仕入税額控除などの更なる明確化に関する財政部、国家税務総局の通知」（財税[2016]47 号）、「増値税改革試行の全面推進に関する再保険、不動産賃貸および非学歴教育などの政策の更なる明確化に関する財政部、国家税務総局の通知」（財税[2016]68 号）、「不動産管理サービスの水道料金の増値税の課税問題に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告 2016 年第 54 号）、「増値税改革試行関連事項の規定」（財税[2016]36 号添付 2）

© 2020 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in China.

#### 簡易課税方式における差額課税

- **役員派遣サービス**：差額課税を適用し、取得したすべての代金および価格外費用から、雇用者のために立て替えた役員派遣労働者への給与、福利費および社会保険・住宅積立金の関連手続を行った後の残高を控除し、その差額を売上高として、簡易課税方式で5%の徴収率で増徴税を計算・納付することができます。
- **不動産管理サービス**：受け取った水道料金から外部に支払った水道料金を控除し、その差額を売上高として、簡易課税方式で3%の徴収率で増徴税を計算・納付します。
- **安全保護サービス**：差額課税を適用し、取得したすべての代金および価格外費用から、雇用者のために立て替えた駐在員への給与、福利費および社会保険・住宅積立金の関連手続を行った後の残高を控除し、その差額を売上高として、簡易課税方式で5%の徴収率で増徴税を計算・納付することができます。

#### 一般課税方式における差額課税

- **仲介代理服务**：取得したすべての代金および価格外費用から委託側に請求し、かつ立て替えた政府性基金または行政事業性費用を控除し、その差額を売上高とします。
- **ターミナルサービス**：取得したすべての代金および価格外費用から運送請負人に支払った運送費を控除し、その差額を売上高とします。
- **旅行サービス**：取得したすべての代金および価格外費用から旅行サービス購入者から請求し、かつその他の組織または個人に支払った宿泊費、飲食費、交通費、ビザ手数料、入場料金および他の観光団体対応企業の旅行費用を控除し、その差額を売上高とします。
- **金融商品譲渡**：売価から買価を控除し、その差額を売上高とします。

現在、健康管理会社は通常、購入した免税医療サービスをその他健康サービスと組み合わせて健康管理商品として顧客に販売します。このため、実行可能性という観点から考えると、健康管理会社が提供する健康管理サービスに対する増徴税の差額課税政策の適用を認めることを推奨します。具体的には、納税者が健康管理サービスを提供し、取得したすべての代金および価格外費用から医療機関に支払う免税医療サービス費用を控除し、その差額を売上高として増徴税の計算・納付を行います。

#### 健康管理会社に適用される増徴税の追加控除割合の適切な引き上げ

資源統合型健康管理会社の発展を促進し、その増徴税負担を効果的に軽減するために、主に現代サービス業の健康相談サービスに従事する企業に対して適用する増徴税の追加控除割合を適切に引き上げることを提案します。さらに主に医療資源の統合を取り扱い、健康管理商品を提供する健康管理会社が従事するサービスが生活サービス業に属することを明確にすることを提案します。これにより当期の控除可能仕入税額に対して15%加算し、増徴税の未払税額を控除することが可能となり、財政・租税政策を通じてこのタイプの健康管理会社の発展を促します。

#### 事後治療——

##### 基幹である医療機関の強化

中国が長寿時代に入るとともに、人口高齢化および疾患の多様化は、中国の全体的な医療サービスの負担を増やしました。また、経済の発展および都市化の加速により、住民の受診意識が高まり、医療サービスに対する需要を全面的に後押ししました。医療資源に対する需要の増加により、医療産業は全体的な拡張・加速化を迫られることとなります。また、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、人工知能（AI）の急速な発展に伴い、「AI＋医療」のバリューチェーンが徐々に構築され、科学技術の更新も加速して、医療機器のライフサイクルが短縮され、産業のアップグレードも加速します。

国民生活から見れば、住民の医療に対する期待は「医療品質の向上」と「医療費削減」です。人々は長年にわたって「看病難、看病貴（診療を受けるのが難しく、受けられても医療費が高い）」の社会問題の検討・解決に注力しており、中国政府も医療改革、医療費制限などの関連政策を次々と公布しています。コスト構造から見ると、医療機関の運転資本は、最終的に患者の医療費および地方政府の財政補助金に直接的または間接的に転嫁されます。このため、医療機関の運営費・税負担のコスト軽減策の検討は、住民の医療費の社会問題を解決することにもつながります。

基盤の強化を推進するために、本章では医療機関の環境向上および非営利医療機関の租税優遇の不確実性の低減という2つの観点から関連する財政・租税上の課題および要望に注目します。

## 1. 医療機器ファイナンスリース事業発展の推進

ますます熾烈化する医療市場の競争に直面して、医療サービスおよび技術水準の向上、インフラ投資の確保、診療品質の改善などは、医療機関が競争力を保ち、急速な発展を実現するために重要です。ハイレベルな専門的人材を誘致することに加えて、精密・先端医療機器の保有も医療機関の全体的な競争力の向上にとって不可欠な要素の1つとなります。

2020年年初、新型コロナウイルス感染症の拡大により、画像診断設備の需要が急増し、特効薬が存在していない現時点において、ECMOは新型コロナウイルス感染症の治療において重要な役割を果たしています。ECMOとは人工肺の略称です。人工肺技術という先進的な生命維持技術は、患者の命を効果的に救えますが、高額なため、現在、中国でECMO設備を保有する病院は依然として少ないです。

### 医療サービス機関の発展へのファイナンスリースの重要性

医療機関が大型・ハイエンド医療機器を取得したい場合、最初に直面する現実的な問題は医療機器の価格が普遍的に高いことであり、資金が最大のボトルネックの1つとなります。これに対して、現在、中国で医療機器導入のための資金調達方法として、自己資本、銀行融資、政府融資、財政交付金、企業投資、ファイナンスリースなどがあります。

このうち、ファイナンスリースは、柔軟性、敏捷性などの特性を有し、臨床および科学研究に必要・緊急な新規機器の購入と病院の資金不足との矛盾を解決することに役立ち、医療機関が大型機器を購入する際の資金の一括投入規模を最小化し、病院の資金利用率を向上させるというメリットがあります。資金が臨床・科学研究、人材育成、分野の発展などの投資に必要な分野により合理的に運用されることを図り、医療機関の長期的かつ持続可能な発展を保証します。

国務院弁公庁は、2016年3月11日付で「医薬品産業の健全な発展の促進に関する指導的意見」を印刷・配布し、医療機器メーカーとファイナンスリース会社との提携を検討して、各種所有制の医療機関に対して大型医療機器の調達に向けた分割払いサービスを提供することを明確にしました。これにより、中国政府は、各種所有制の医療機関の大型医療機器調達業務におけるファイナンスリースの積極的な役割を認め、医療機器メーカー、ファイナンスリース会社と医療機関との提携強化を支援し、医療産業バリューチェーンの健全かつ急速な発展を推進する姿勢を示しました。

国家発展改革委員会、中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会（以下「銀保監会」）などの15官庁は、2019年11月15日付で「先進製造業と現代サービス業との高度な融合発展の推進に関する実施意見」を公布しました<sup>24</sup>。同意見書によると、金融支援を強化し、金融機関がその機能に応じて位置付けることを推奨し、ビジネス化の原則に基づき、産業融合発展企業およびプロジェクトにその生産・構築期間の特徴に適した中長期の融資サービスを提供し、サプライチェーン金融サービスの展開に対して積極的な支援を行います。また、関連機器のファイナンスリース業務の発展を推奨します。同意見書の公布により、金融機関がサプライチェーン金融サービスを積極的に推進して、関連機器のファイナンスリース業務の展開を推奨することは、新たな科学技術革命および産業変革の必然の流れであり、実体産業のコア競争力を強化し、現代産業体制を構築して、高品質な発展の実現につながります。

### 医療機器ファイナンスリースのビジネスモデル

ワンヘルス分野の派生的な意味は広く、理論上、いずれの細分化した分野もリースとの融合を実現できます。中国の医療機器ファイナンスリース市場全体から見ると、ファイナンスリースの借手は主に病院であり、病院向けの機器ファイナンスリースは現在、業界最大規模のビジネスモデルとな

<sup>24</sup> 発改産業〔2019〕1762号

© 2020 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in China.

っています。ファイナンスリースは病院のほか、健診センターなどその他の医療サービス機関においても市場シェアがあり、対象機器は主に医用画像装置、腫瘍関連装置となっています<sup>25</sup>。

ファイナンスリースの基本的なビジネスモデルは、主に医療機器のダイレクト・ファイナンス・リースとセール・アンド・リースバックがあります。

- **ダイレクト・ファイナンス・リース**とは、医療機関が医療機器およびサプライヤーを指定し、ファイナンスリース会社が医療機器を購入し、かつ医療機関の使用に供するために貸出して、医療機関がファイナンスリース会社に定期的にリース料を支払うモデルです
- **セール・アンド・リースバック**とは、医療機関の医療機器使用权を変更しないまま、医療機関がその医療機器の所有権をファイナンスリース会社に移転し、ファイナンスリース契約を通じて医療機器をファイナンスリース会社から借入れ、ファイナンスリース会社に定期的にリース料を支払うモデルです

現在、市場において、比較的に高額な医療機器（ハイエンド医用画像診断装置 PET/MR など）は既に共同リースの形式を採用しています。すなわち、2社以上のファイナンスリース会社が共同で借手にファイナンスリースサービスを提供し、そのうちの1社が代表者として売買契約書、ファイナンスリース契約書などの締結を担当します。

### ファイナンスリース医療機器に係る増値税上の課題

増値税は多段階課税かつ価格に含まれない税金です。増値税の仕入税額控除体制において、売上税額が免除される場合、取得した仕入税額を控除できません。このため、免税対象となる医療サービスに従事する医療機関にとって、支払った仕入税額を控除できずに、医療機関が実質的に負担するコストとなります。

#### 医療機関の免税サービス対象範囲

現在、中国の医療機関が提供するすべての医療サービスが、増値税免税の優遇政策を享受できます。医療機関とは、登記を経て「医療機関執業許可証」を取得した機関、および軍隊・武装警察部隊などの各級・各種の医療機関をいいます。

医療サービスとは、医療機関が地級市以上の価格主管部門、同級衛生主管部門およびその他関連部門が定める医療サービス指導価格（政府指導価格および関連規定に基づき需給双方が協議の上で設定した価格など）以下の価格で受診者に提供する「中国医療サービス価格項目規範」に記載された各種サービス、医療機関が社会に提供する衛生予防、衛生検疫サービスなどです。

医療機関は、患者に提供する上述のサービス以外に、その他の医療機関からの委託を受けることによっても上述の免税政策を適用できます。例えば、今回の新型コロナウイルス感染症拡大期間に「医療機関執業許可証」を取得した一部の第三者検査機関は、新型コロナウイルスのPCR検査業務の指定医療機関として認定されたため、その他の医療機関に提供する新型コロナウイルスのPCR検査、生化学検査、免疫検査、微生物検査などのサービスが一定の条件に該当すれば、増値税の免税優遇を享受できます。

#### 医療機関が負担する増値税コスト

医療機関が負担する増値税コストを簡潔に説明するために、ファイナンスリース会社のダイレクト・ファイナンス・リースで適用される税額計算規則<sup>26</sup>および発票の発行方法を下記のとおり紹介します。

<sup>25</sup> 中投投資諮詢網、「今後5年間の医療機器ファイナンスリース業の見通しに関する分析」

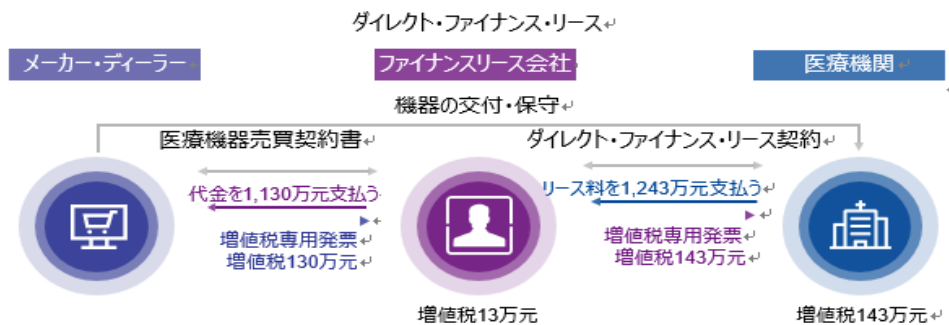
<sup>26</sup> 本章はファイナンスリースの増値税即時徴収・即時還付政策に対して説明を行いません。

© 2020 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in China.

税目：現代サービスであるリースサービス 適用税率：13%

ファイナンスリース会社の増値税=税込み売上高/(1+税率)\*税率-仕入税額=[税込みリース料収入-借入金支払利息]/(1+13%)\*13%-仕入税額

簡略表示のために、ファイナンスリース会社の借入金支払利息を考慮せずに、ファイナンスリース会社が機器を購入するために支払った総額が1,130万円（税引き価格1,000万円と増値税130万円）、取得した税込みリース料収入は合計1,243万円（税引き価格1,100万円と増値税143万円）と仮定した場合、ファイナンスリース会社の増値税=143万円-130万円=13万円です。



借手の仕入税額の観点から見ると、医療機関は、収益に対して増値税を免除されるため、関連仕入税額控除はできません。このため、機器リースにより支払った税率13%の増値税143万円（実質的には、1,000万円の機器の増値税130円および100万円のファイナンスリースに対応する増値税13万円。）を実質的に負担します。

### 医療機器ファイナンスリース業務の発展を促進する財政・租税政策提案

ファイナンスリース会社が提供する医療機器のダイレクト・ファイナンス・リースサービスに対して増値税免除の優遇を与え、医療機器の医療機器取得（ファイナンスリース）コストを軽減させます。

ファイナンスリース会社が提供するダイレクト・ファイナンス・リースサービスに対して、借手が「医療機関執業許可証」を有する医療機関であり、かつリース対象物が特定の医療機器である場合、ファイナンスリース会社の増値税免除政策の適用を認めます。前述の事例を例として挙げると、ファイナンスリース会社が増値税免除政策を適用する場合は下記のとおりです。

ファイナンスリース会社が免税適用により、購入機器の仕入税額130万円を控除できずに、リース料収入による仕入税額143万円も生じないため、未払増値税は0円です。このため、医療機関も機器リースによるリース料の増値税（143万円）を納付する必要がなく、医療機器のコストは143万円の減少となります。

簡潔に説明すると、ファイナンスリース会社に免税優遇を与えることは、川上の増値税（ファイナンスリース会社が受け取る増値税）から川下の医療機関への転嫁を実質的に阻止し、最終的に医療機関の医療機器取得（ファイナンスリース）コストを軽減できます。

国の税制改革の方向性に沿い、最終的にウィン・ウィンを実現します。

ファイナンスリース会社は、増値税免除適用初期に依然として税込みリース料の総額を維持し、租税政策の優遇を自ら享受する可能性がありますが、今後の市場需給関係調整による価格への影響に伴い、最終的には需（医療機関）給（ファイナンスリース会社）の双方が共同で優遇政策を享受できるでしょう。

近年、中国は減税・費用削減および増値税改革の深化に伴い、増値税率を度々引き下げてきました。これは、租税構成の調整を通じて、増値税という間接税の税収構成比を低減させ、所得税、財産税などに移行します。また、税率の引き下げにより、製品およびサービスの最終販売価格を低減させ、経済の構造転換、内需拡大を推進します。

長期的には、ハイエンド医療機器に対する医療機関の需要を拡大し、関連するメーカーやファイナンスリース会社の業務量および売上高も増加し、市場全体の拡大につながります。国による間接税の税収が減少しましたが、医療機器メーカーの売上高増加は、増値税免除による税収減少を補填できます。

総じて、医療機器ファイナンスリース業務に有利な租税優遇政策を適用することは、ファイナンスリースモデルがその柔軟性、敏捷性、高額な資金を迅速に確保できるなど多くのメリットを十分に活かして、より低い価格で医療サービス機関の機器需要に対する資金問題を解決し、医療機関のインフラ構築の強化および医療機関の診療水準の向上を促進します。

## 2.非営利医療機関の租税優遇政策の実施徹底

「2019年中国医療・ヘルスケア産業に対する財政・税務面の支援に関する報告書」の「医療・介護編」において、営利病院と非営利病院に対する優遇政策を比較して、相違点を確認しました。営利病院という社会医療資源供給の重要な補足に対して、その発展を促進する観点から「営利病院と非営利病院の優遇政策の収れん」という政府政策に関する要望を提出しました。また、非営利病院という社会医療資源供給の主力に対して、中国は2000年からより全面的な財政・租税政策の支援を明確に打ち出し、現在も有効な「医療衛生機関の関連租税政策に関する財政部、国家税務総局の通知」（財税字〔2000〕第42号、以下「42号文」）に定められているように、非営利医療機関の医療サービス収入に対して企業所得税、増値税を免除し、自ら使用する不動産、土地、車両船舶に対して不動産税、都市土地使用税、車両使用税を免除し、その行政事業性費用などを全額免除します。関連政策内容は「2019年中国医療・ヘルスケア産業に対する財政・税務面の支援に関する報告書」の「医療・介護編」の関連内容をご参照ください。

2020年、私どもは非営利医療機関の成長・発展を支援する観点から、関連する租税優遇政策の徹底実施、租税面の不確実性の低減などの提案・要望を提出します。

### 非営利医療機関の重要性

「中国衛生健康統計年鑑（2019年）」によると、2018年の病院総数に占める非営利医療機関の割合は61.96%であり、非営利病院は常に中国の医療サービス体制において主導的な地位を占めています。

2020年、突如発生した新型コロナウイルス感染症問題は、中国の医療衛生サービス体制に対する全面的な検証であり、数え切れない医療機関や医療従事者が直ちに医療の最前線に向かいました。このうち、非営利病院はその主力として、中国の新型コロナウイルス感染症の速やかな抑制に貢献しました。

### 非営利医療機関の企業所得税上の課題

患者に対する予防、スクリーニング検査、診断、治療およびリハビリテーションなどのサービスの提供は、国民の健康保障、かつ中国医療衛生事業の発展につながる医療機関にとって極めて重要な業務です。しかし、関連する企業所得税政策の見直しや移行などにより、非営利医療機関の最も重要で、構成比が最も高い医療サービス収入に対して、企業所得税免除優遇の適用に関して、政策上潜在的な不確実性が存在しています。

前述したように、中国が2000年に公布した42号文では、非営利医療機関の医療サービス収入に対して、企業所得税の免除優遇を与えることを明確にしました。しかし、42号文における企業所得税の優遇条項が、現在なお有効であるかについては、現時点で政策面で意見が分かれており、かつ潜在的な不確実性も加わり、下記2つの見解が存在します。



## 賛成側の意見（現在、効力を有する）

私どもの知る限りにおいて、中国各地の多くの税務機関は、システムに照会した結果、42号文第1条の「非営利医療機関に関する租税政策」は依然有効であり、かつ税務実務において、非営利病院が非営利組織の免税資格認定手続を行えば、42号文の規定に基づき企業所得税の免除優遇を享受できます。また、国家税務総局の公式ウェブサイトには「第12期全人代第4回会議第7691号提案に対する回答」が公布され、第6条の医療機関の提案に関する意見の回答として、42号文を明確に引用し、「非営利医療機関が国に規定された価格で取得した医療サービス収入に対して、各種税金を免除する」と示しました。当該回答は42号文の現行の有効性を裏付けるものとなります。

また、国务院弁公庁が印刷・配布した「社会資本による医療機関設立の発展加速の推進に関する若干の政策措置」<sup>27</sup>の通知の第4条第11項にも、「社会資本により設立された医療機関が企業所得税法の規定に従い、非営利組織として認定された場合、提供する医療サービスなどの関連条件に該当する収入に対して企業所得税を免除する」と規定しています。

## 反対側の意見（既に効力を失っている）

中国は2008年1月1日から新たな「企業所得税法」およびその実施条例を施行し、当時新旧企業所得税法の租税優遇の円滑な移行を図るために公布した財税〔2008〕1号には、2008年1月1日以前に実施したその他の企業所得税法優遇政策は一切廃止すると規定しています。しかし、財税〔2008〕1号およびそれ以降に公布した企業所得税法優遇政策の個別文書には、42号文の医療機関に係る企業所得税法優遇政策を継続して適用するか否かについて言及していません。

賛成側・反対側の意見の準拠法規定は下表の内容をご参照ください。

42号文の企業所得税優遇条項	
反対側の意見	賛成側の意見
<ul style="list-style-type: none"><li>「企業所得税の若干の優遇政策に関する財政部、国家税務総局の通知」（財税〔2008〕1号）には、「中華人民共和国企業所得税法」、「中華人民共和国企業所得税法实施条例」、「企業所得税の優遇政策の経過措置の実施に関する国务院の通知」（国発〔2007〕39号）、「経済特区および上海浦東新区の新設ハイテク企業の租税優遇の経過措置に関する国务院の通知」（国発〔2007〕40号）および本通知に規定された優遇政策を除き、<b>2008年1月1日以前に実施したその他の企業所得税法優遇政策は一切廃止する</b>と規定しました。各地域、各部門は権限を越えて企業所得税優遇政策を制定してはなりません。</li><li>国家税務総局は「租税政策による民間投資の健全な発展推進の更なる実施徹底に関する意見」（国税発〔2012〕53号）には、「非営利医療機関が国に規定された価格で取得した医療サービス収入に対して、各種の税金を免除する（<b>2008年1月1日以降、企業所得税を含まない</b>）」と言及しました。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>国家税務総局弁公庁が2016年11月1日に公布した「第12期全人代第4回会議第7691号提案に対する回答」に非営利医療機関の増値税優遇政策について回答する際、「非営利医療機関が国に規定された価格で取得した医療サービス収入に対して、<b>各種税金を免除する</b>」と言及しました。</li><li>国务院弁公庁が印刷・配布した「社会資本による医療機関設立の発展加速の推進に関する若干の政策措置」の通知の第4条第11項にも、「社会資本により設立された医療機関が企業所得税法の規定に従い、非営利組織として認定された場合、提供する医療サービスなどの関連条件に該当する収入に対して<b>企業所得税を免除する</b>」と規定しました。</li></ul>

## 非営利医療機関の企業所得税免除優遇政策の明確化に係る財政・租税政策提案

非営利医療機関の医療サービス収入に対する企業所得税の免除優遇政策を明確化し、徹底的に実施して、租税の不確実性を軽減するよう推奨します。租税法律主義の観点から、免税処理のコンプライアンスおよび中国全域内の税務処理の一貫性・公平性を確保できます。また、医療サービスに対する租税政策の支援を通じて、中国の医療衛生事業の発展を十分に保証し、医療という社会事業分野への民間資本の参入を奨励・誘致することに役立ち、民生改善および社会調和の推進につながります。

つづく

（みずほチャイナンスリー 2020年12月号に掲載）

<sup>27</sup> 国弁発〔2015〕45号

© 2020 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in China.

## Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

パートナー

李田 正和

Tel: +86-21-2212-2247 (日本語)

E-mail: [masakazu.mokuta@kpmg.com](mailto:masakazu.mokuta@kpmg.com)